

生活習慣病健診のご案内

被保険者の方

1. 一般健診

年一回の定期健診です。

診察や尿・血液を採取しての検査、胸や胃のレントゲン検査等、約30項目の全般的な検査を行います。

- 対象者：当該年度において、**40歳以上75歳未満**(75歳の誕生日の前日まで)の方
生活習慣の改善指導を受けることを希望される35歳以上40歳未満の方

2. 付加健診

一般健診に加えて、更に健診項目を増やし、病気の早期発見や生活習慣の改善等の健康管理に活かします。

- 対象者：一般健診を受診する方で、当該年度において**40歳、50歳**になられる方

3. 乳がん、子宮がん検診

問診、視診、触診、乳房エックス線検査(マンモグラフィー)による乳がん検査、子宮細胞診(スメア方式)による子宮頸がん検査を行います。

- 対象者：一般健診を受診する**40歳以上の偶数年齢**の女子被保険者で、受診を希望される方

4. 子宮がん健診

問診、子宮細胞診(スメア式)による子宮頸がん検査を行います。

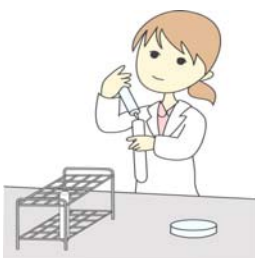
- 対象者：**20歳から38歳の偶数年齢**の女子被保険者で、受診を希望される方
36歳、38歳の方で、一般健診を受けられる方は、一般健診と併せて受診することもできます。

5. 肝炎ウイルス検査(この検査は任意です)

B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスの感染を調べる検査です。

特にC型肝炎ウイルスは、肝硬変・肝がんを進行させるとされ、国の緊急対策として今まで肝炎検査を受けたことのない方を対象に、希望者本人の申し込みにより検査を行います。

- 対象者：下記の1～3のいずれかに該当し、検査を希望する方
(ただし、過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことのある方は除きます)



- ①一般健診を受診する方のうち、当年度において35歳以上の方
- ②一般健診を受診する方のうち、広範な外科的処置を受けたことがある方、又は妊娠若しくは分娩の時に多量に出血した経験のある方
- ③一般健診を受診された方のうち、健診結果においてGPTの値が36以上であった方

生活習慣病健診のご案内

被扶養者の方

* 特定健康診査が受けられます



特定健康診査とは？

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目してこれらの病気のリスクの有無を検査し、リスクがある方に対しては、生活習慣をより望ましいものに変えていくための保健指導を受けて頂くことを目的とした健康診査です。

対象者は？

- 協会けんぽ(全国健康保険協会)の被扶養者の方

特定健康診査項目

<一般検査>

項目	内容	費用
問診	質問票(服薬、喫煙の有無、食習慣について等)の記入	受診券に記載された保険での負担額を引いた金額(差額)を、当院の窓口でお支払いいただきます。 (保険組合によっては、窓口負担のない場合もあります)
身体計測	身長・体重・腹囲の計測 BMI(肥満度)の算定	
血圧測定	一回または二回測定	
血液検査	血糖、血中脂質、肝機能	
尿検査	尿蛋白・尿糖	

<詳細な検査>

貧血検査	過去に貧血があったり、健診の際に医師の診察で貧血が疑われる場合に実施	上記と同様に、受診券に記載された保険での負担額を引いた金額(差額)を、当院窓口でお支払いいただきます。
心電図検査	前年度の特定健康診査の結果(血糖・脂質・血圧及び腹囲等すべて)において、一定の基準に該当する場合に実施	
眼底検査		

* 被扶養者の方の「がん検診」は、健康増進法により市町村で受診いただくことになっております。